

茨城県
獣医師会
会報

JOURNAL OF THE
IBARAKI VETERINARY
MEDICAL ASSOCIATION

No.77

5.2012

公益社団法人 茨城県獣医師会



獣医師の誓い—95年宣言

人類は、地球の環境を保全し、他の生物と調和を図る責任をもっている。特に獣医師は、動物の健康に責任を有するとともに、人の健康についても密接に関わる役割を担っており、人と動物が共存できる環境を築く立場にある。

獣医師は、また、人々がうるおいのある豊かな生活を楽しむことができるよう、広範多岐にわたる専門領域において、社会の要請に積極的に応えていく必要がある。

獣医師は、このような重大な社会的使命を果たすことを誇りとし、自らの生活をも心豊かにすることができるよう、高い見識と厳正な態度で職務を遂行しなければならない。

以上の理念のもとに、私たち獣医師は、次のことを誓う。

- 1 動物の生命を尊重し、その健康と福祉に指導的な役割を果たすとともに、人の健康と福祉の増進に努める。
- 2 ヒューマン・アニマル・ボンド 人と動物の絆を確立するとともに、平和な社会の発展と環境の保全に努める。
- 3 良識ある社会人としての人格と教養を一層高めて、専門職としてふさわしい言動を心がける。
- 4 獣医学の最新の知識の吸収と技術の研鑽、普及に励み、関連科学との交流を推進する。
- 5 相互の連携と協調を密にし、国際交流を推進して世界の獣医界の発展に努める。



日本獣医師会・獣医師会活動指針

－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領 獣医師の誓い－95年宣言」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WCS）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

茨城県獣医師会会報 第77号 目次

<ごあいさつ>	
会長に就任して思うこと……………	会長 小林 貞雄 …… 3
副会長新任にあたり……………	副会長 吉田 勝也 …… 5
副会長新任にあたり……………	副会長 宇佐美 晃 …… 6
<会務報告>	
公益社団法人茨城県獣医師会第1回総会開催……………	7
公益社団法人茨城県獣医師会第2回総会開催……………	10
平成23年度(第2回)正副支部長会議開催……………	13
公益社団法人移行作業の報告……………	16
<行政機関情報>	
動物の愛護及び管理に関する法律施行令及び同法施行規則の一部が改正されました……………	生活衛生課環境・動物愛護グループ …… 18
食品中の放射性物質の新たな基準値の施行について……………	茨城県保健福祉部生活衛生課 食の安全対策室 …… 20
ケタミン(麻薬)の取扱いについて、もう一度ご確認ください……………	22
<部会・地区便り>	
ブロック活動報告……………	23
支部活動報告……………	24
<随筆・随想等>	
動物取扱業を取り巻く現状……………	橋本 邦夫 …… 26
動物の数え方について……………	諏訪 綱雄 …… 29
動物フェスティバルと狂犬病予防推進……………	千装 勉 …… 32
疎ましき事のみ多かりき……………	菅原 茂美 …… 34
<本会情報>	
平成23年度茨城県獣医師会啓発事業等開催報告……………	39
<福利厚生事業>	
会員の福利厚生事業報告……………	48
会員訃報……………	49
平成23年度茨城県獣医師会新入会員紹介……………	49
<動物名のルーツを探る>	
シリーズ14 ヘビ……………	12
シリーズ15 クマ……………	38
<こぼればなし>	
ダイエットメガネ……………	9
研究の抑制……………	15
日本にも氷河があった……………	17
『絆』というけれど……………	19
輸入米もまずくはない……………	25
雇用の改善を図れ!……………	31
編集後記……………	53

茨城県獣医師会会訓

1. 茨城県獣医師会は、会員の団結と和を基本理念とする伝承を継承して、秩序ある運営をはかり堅実な事業の発展を期する。
2. 茨城県獣医師会は、動物愛護を通じて社会貢献につとめ、同業相互協力の精神を保持する。
3. 茨城県獣医師会会員は、最新学術の研修につとめ、獣医師の誇りと品格を高揚する。

会長に就任して思うこと



会長 小林 貞雄

昨年の東日本大震災から一年が過ぎたものの、被災地域では、未だ日常生活に戻るにはほど遠いのが現実です。罹災された皆様におかれましては、改めましてお見舞い申し上げます。

平成23年は、従来の社団法人から公益社団法人へ移行し、新たに理事・役員が選任され公益社団法人茨城県獣医師会のスタートした年であります。

第68回の総会に於いて、当時の社団法人茨城県獣医師会の形態・業態を出来る限り引き継いで、新公益社団法人へ移行する旨の決議がなされました。これを受け、新公益社団法人に向けて組織財政検討委員会に於いて、零からの審議検討をはじめました。

何もないところから始められた、この新公益社団法人移行への作業は、理事会での検討承認を始め、正副支部長会議或いは各支部毎の説明会等々で、機会ある度に紹介されていることです。幾度にも渡る組織財政検討委員会において、茨城県獣医師会の持つ事業の大きさに加えて、事業配賦の問題、資産配賦の問題、慈苑（動物霊園）の問題、会費の問題等々検討事項には、枚挙にいとまがありませんでした。また、獣医師会領域では、いち早く検討に入ったことで、近隣の獣医師会へも情報を提供出来たと聞き及んでおります。

当初から組織財政検討委員会の一員に、参画させていただき、慣れない用語に苦勞しつつも末席ながら職務を終えることが出来ました。この間、公益法人への申請を提供した事務局職員の詳細な説明にも拘わらず、なかなか審議に入れなかったこと、また、巷では審議入りできないことが、あたかも我県獣医師会の事業規模が大きすぎることによるものである等の、風聞に惑わされた発言も、一部にはあった様でした。

諸事情で審議が停滞しているうちに、平成23年3月11日の震災の発生により、そのまま審議は完全に停止してしまいました。幾多の変遷はあり、新年度に入り審議が再開されましたが、事務局長（専務理事）始め、担当職員の労苦は並々ならぬものがあつたものと推察いたします。

平成23年10月に受理され、すでにご周知の通り平成23年11月1日に新公益法人の登記をする事が出来ました。

公益社団法人への端緒を開いていただきました顧問の遠山吾市先生のご尽力に深謝いたします。そして、この間3年余に渡りご尽力された、故古橋治己先生が薬石の効無く、不帰の人となってしまいましたことは痛恨の極みであります。現職の折のご労苦をねぎらい深謝いたし、此処に改めてご冥福をお祈り申し上げます。

さて、これからの公益社団法人茨城県獣医師会の有り様は、と問われたとき、先輩諸先生方の築いてこ

られた県獣医師会をどのように運営するのか、小職ひとりで決められることではありませんが、会を統括するという責務の存在は、紛れもない事実であります。

今更、申し上げるまでのことでは有りませんが、獣医師の役割を考えていくと、大動物の獣医療は、家畜の診療を通して酪農業に於ける畜産への貢献、経営指導或いは助言等々、また、小動物獣医療においては、伴侶動物として飼育されている家庭動物の健康管理、人と動物の共通感染症の対応等々、計り知れない役割を担っています。さらに、家畜衛生や公衆衛生の分野に従事されている獣医師の活動として、本県にて発生の見られた高病原性鳥インフルエンザの対応については、たくさんの我々の仲間のOB会員の先生方のご尽力の有りましたことも記憶に新しいことであります。更に、九州宮崎県に於ける口蹄疫発生時の防疫においては、公務とはいえ、此処にもたくさんの会員の先生方のご尽力の有りました事も忘れてはならないことでしょう。このような、家畜衛生の分野に従事する先生方は、言うまでもなく、家畜の伝染病を始めとする疾病等の予防をすることにより、畜産を育み、食の安定供給の一翼を担っている分野でご活躍されていらっしゃると思います。また、公衆衛生に従事する先生方により、食品衛生、環境衛生、人獣共通感染症への予防、動物福祉や愛護の精神の普及等々に取り組んでいただくことにより、これらの活動を通して、私達の安全な暮らしが支えられていることもすでにご周知の通りです。

私達獣医師という専門家集団が、一堂に会し、社会に対し何が出来るのかを考えた時、それぞれの地域社会で受け入れられ、溶け込み様々な事象に対峙出来るように、常に研鑽を積み備えていかなければなりません。各部会毎と、各家畜保健衛生所単位で活動しているブロック毎の企画で研修会を開催していることも、この一翼を担っていることと思います。このようにして、会員の資質の向上に努め更に、会員皆様一人一人の力を結集し協力し対峙していくことこそが、社会貢献の原動力になると考えます。

私達獣医師は、社会に対して、何が出来るのでしょうか。今一度、考えてみようではありませんか。この事が、しいては、私達獣医師の地位の向上、待遇の改善に繋がる事になるのではないのでしょうか。前途は、容易いものではないことは十分承知の上で、この新制公益法人茨城県獣医師会のもとに結集し発展させて行こうではありませんか。

このために、会員各位の皆様へ更なるご協力を切にお願いする次第です。

副会長新任にあたり



副会長 吉田 勝也

本年2月1日に開催された公益社団法人としての第1回総会において、副会長に選任いただきました勤務退聴者支部の吉田でございます。自己紹介に成りますが私は茨城県職員として、30歳代末までは主に地方総合事務所において豚の改良業務を担当し、40歳代以降は畜産課において主に畜産行政の総合調整に係る業務等に従事して参りました。

この度、副会長という大役を仰せつかりましたことを肝に銘じ、微力でございますが先輩各位並びに会員の皆様のご助言・ご協力を仰ぎながら、茨城県獣医師会の運営に努力して参る決意でありますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

いまさら申すまでもありませんが、私たち獣医師は動物病院における小動物の診療、畜産分野における家畜・家禽の伝染病予防対策、衛生指導や増産対策、公衆衛生分野における食肉の安全対策や人獣共通伝染病防護等々、幅広い分野で社会貢献をいたしております。

このように幅広い分野で仕事をしているため、会員の構成もペット臨床、産業動物臨床、地方公務員、農業団体聴員、独立行政法人研究機関職員、更にはそれらを退職された方等々から成り立っており、獣医師会の運営の在り方についても、それぞれがおかれている立場によって、考え方に少なからず「違いやズレ」があることも、事実であろうかと推察しております。そのような中で獣医師に対する社会のニーズに対応しつつ、「公益」、「会益」、「会員益」をどのように生み出して行くかが、組織としての大きな課題であると考えております。

茨城県獣医師会は「獣医学並びに獣医技術の研鑽向上」、「畜産の振興と公衆衛生の向上」、「動物愛護文化の普及発展並びに自然環境の保護」を設立の目的とする公益社団法人であります。併せて会員の皆様方の社会的地位の向上に寄与することも、会を運営する上で重要かつ大切であると認識をいたしております。

浅学非才の身ではありますが、小林会長の下で宇佐美副会長とともに、歴史と伝統ある茨城県獣医師会の一層の発展に、精一杯の努力をしてまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方の暖かいご協力とご支援をお願い申し上げ、就任のご挨拶といたします。

副会長新任にあたり



副会長 宇佐美 晃

平成24年2月1日の第一回総会にて、茨城県獣医師会の新執行部の副会長という重要な役職を承ることになり、大変重い責務を感じています。

遠山顧問が会長の時代から審議を始めていました、新会計・特別会計、定款の変更を含む新公益社団法人への移行は、古橋前会長時代の平成23年11月1日に認定を受けました。

新公益社団法人発足元年にあたりますこの時期、小林会長を補佐し、吉田副会長とも歩調を合わせ、話し合いを密に行いながら茨城県獣医師会の発展のために少しでも貢献できればと、微力ではありますが、全力で取り組んでいく所存であります。

昨年の東日本大震災の甚大な災害を経験した私たち会員獣医師にとって、動物を取りまく様々な問題は大きく変化しています。災害時に被災され、避難が必要になったときに、飼育している動物を迅速安全に同行避難できる場所の確保や、衛生面の指導等の対応マニュアル作成を急いで検討する必要があると考えています。

今の時代に社会から求められる課題を的確に把握し、会員の先生方のお力を今まで以上にお借りし、小林会長を先頭に結束して、前進していくことが重要であると思います。

動物を飼育している人々や飼育動物だけではなく、飼っていない方々にも、動物の正しい飼い方や動物愛護の精神を啓蒙する事業も積極的に行っていきたいと思います。

また、近年の狂犬病予防注射の接種率の低下傾向がさらに進めば、清浄国である日本国内にて、万一狂犬病の発生をみた場合、大変恐ろしい事態が起こるという危機感を持っております。本県は、県内に外国船が寄港する数か所の港湾施設がおかれているので、今まで以上の確実な防疫体制が必要であると考えています。

人獣共通感染症の中でも恐ろしい狂犬病の脅威を、大人たちだけでなく小さな子供たちにも正しく理解してもらえるように、啓蒙して行く事業が必要であり、そのためにも会員獣医師の先生方、県・市町村の担当者の方たちにもご協力をお願いして現在の狂犬病予防接種の集合注射や院内注射の意義をもう一度検討することも大切であると考えています。

また、野生界の鳥獣達への理解も持ってもらうような事業を行っていくことも役割の一つだと考えています。

最後になりますが、今後も会員の先生方に、ご協力・ご支援・ご指導をいただけますようによろしくお願ひ申し上げます。

公益社団法人茨城県獣医師会第1回総会開催

公益社団法人第1回総会開催

日時：平成24年2月1日（水） 午前10時30分～

場所：「三の丸ホテル」・水戸市三の丸2-1

【矢口会長職務代理者挨拶】

* 本日はご多忙の折、多数ご出席頂き感謝いたします。

古橋会長は新公益法人設立にあたり、鋭意準備中でしたが、急遽お亡くなりになり、私が職務代理者としてご挨拶申し上げます。

本会の運営につきましては、会員各位より、日頃、会務へのご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

* 来賓各位におかれましては、御多忙のところ、第1回の公益法人総会にご出席いただき御礼申し上げます。

* 今回、東日本大震災にあたり、本会員も診療施設など大きな被害を受けられた方もおられます。農畜産物の放射線被害やら、風評被害は大変なものでありました。そういう中で、本県会員による、福島県からの避難者等に対する救援活動やボランティア活動に、感謝申し上げます。

* 本日は、新法人を設立した場合、3か月以内に、臨時総会を開催することになっておりますので、提出しました議案の審議をよろしくお願いいたします。

来賓挨拶および紹介

1 田中宏和農林水産部畜産課長

2 鈴木睦夫保健福祉部生活衛生課長

より、それぞれご挨拶を頂き、関係団体等出席者の紹介が行われた。

【議事経過】

1 開会：岡田副会長

2 物故会員に対する黙祷

3 挨拶

4 議長選出

議長： 一般会員 ・能代谷光俊

副議長：勤務退職者支部・石井彪夫

5 議事録署名人選出： ・出席理事全員

6 書記任命：事務局 ・大貫由美子

7 議事

8 閉会：矢口副会長

【充足数報告】

（会員数・665名。89名出席、委任状提出359名。計448名なので総会成立を議長が宣言）

【総会提出議案】

【報告事項】 平成23年4月1日から平成23年10月31日までの事業年度にかかる事業報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 平成23年4月1日から平成23年10月31日までの事業年度にかかる貸借対照表、正味財産増減計算書及び附属明細書並びに財産目録承認の件
 第2号議案 理事選任の件
 第3号議案 監事選任の件
 その他

【報告事項】**[平成23年4月1日から平成23年10月31日までの事業年度にかかる事業報告]**

(第1回総会議案は、平成24年1月下旬、全会員に送付済みなので、内容の細部は省略する。)

〔動物愛護に関する公益事業〕

- 1) 人獣共通感染症対策事業
- 2) 動物愛護事業
- 3) 研修・学術事業

〔検査受託事業〕

- 1) と畜検査補助事業
- 2) 牛海綿状脳症検査補助事業
- 3) 食品中の残留動物用医薬品検査補助事業
- 4) 死亡牛牛海綿状脳症検査補助事業
- 5) 家畜伝染病検査円滑化推進事業
- 6) 獣医療提供体制整備事業
- 7) 傷病野生動物救護事業
- 8) 負傷動物応急救護事業

〔福利厚生事業〕

- 1) 指定獣医師共済基金の運営
- 2) 会員の親睦推進
- 3) 会員等の表彰

〔収益事業〕

笠間ペット霊園事業の不動産を事業者に賃貸している。

第1号議案・平成23年4月1日から平成23年10月31日までの事業年度にかかる貸借対照表、正味財産増減計算書及び附属明細書並びに財産目録承認の件

〔財産目録〕

資産合計	294,510,917円
負債合計	113,429,755
正味財産合計	181,081,162

〔貸借対照表 (内訳表)〕 (円)

	(公益目的)	(収益事業)	(法人会計)	(合計)
資産合計	59,710,846	127,100,784	107,699,287	294,510,917
負債合計	18,496,793	88,245,649	6,687,313	113,429,755
正味財産合計	41,214,053	38,855,135	101,011,974	181,081,162

〔監査報告〕

菅谷種雄監事から、事務事業報告、各会計収支計算書等は、適正であった旨、代表して報告があった。以上第1号議案は、原案通り可決。

第2号議案 理事選任の件

[理事候補者]

第1支部推薦（2名）	岡庭明彦、川崎庸仁
2	西山正人
3	宇佐美晃
4	根本伸一
5	小林貞雄
6（2名）	岡田佳之、茂木裕康
7	稲葉豊範
8	杉山幸央
9	安藤泰正
10	遠藤誠
保健福祉部支部推薦（2名）	橋本邦夫、石塚昌揮
農林水産部支部推薦（2名）	井野壽磨、佐野元彦
勤務退職者支部推薦（3名）	湊節雄、比氣正雄、吉田勝也
団体支部推薦	一澤正

以上20名の候補者が、いずれも「理事」として可決・承認された。なお、直ちに理事の互選が行われ、会長・副会長が決定した。

会長 小林貞雄

副会長 宇佐美晃・吉田勝也

第3号議案 監事選任の件

[監事候補者氏名]

地域推薦・県北支部（第1・2・3支部）	青木幸博
専門監事（税理士/会計士）	渡部良一
職域推薦	大串勝輝
会員外推薦	川瀬晃

以上4候補者が「監事」として可決・承認された。

—以上—

こぼればなし

ダイエットメガネ

こんなもの世の中にあるのか…?と思ったら、まじめな話。ある種の眼鏡をかけて、小さな食べ物を大きく見せると、普通は満足感を得ない量でも十分満足感を得、ダイエットに役立つのだそう。開発したのは東大の広瀬通孝教授。お菓子など手に持つと、手の大きさは変わらず、持ったお菓子だけが大きく見える。ビデオカメラ連動の眼鏡は、物の大きさを0.67倍から1.5倍に変動できる。メガネをかけた男女12人にクッキーを満足するまで食べさせると、1.5倍に見える場合、眼鏡をかけていない時より、9.3%も量が減り、逆に0.67倍に見えた場合は、かけていない場合に比べ1.5倍も量が増えたという。（出典：2012/4/4読売新聞 S・S）

公益社団法人茨城県獣医師会第2回総会開催

第2回通常総会開催

日時：平成24年3月28日（水） 午前10時30分～

場所：「三の丸ホテル」・水戸市三の丸2-1

【小林貞雄会長挨拶】

- * 本日はご多忙の折、多数御出席いただき、感謝します。昨年新公益法人としてスタートしたが、会の発展のため、皆様の一層のご協力を願いたい。
- * 新公益法人は狂犬病予防事業、動物愛護事業、委託事業など、ほぼすべての事業が認められ、従前の事業を引き継ぐことになった。
- * 会費の問題など、多くの問題もあるが、組織財政委員会など中心に鋭意検討中で、皆で話し合い、より良い方向に進めていきたい。
- * 茨城県獣医師会が公益法人として何ができるか。震災で飼い主と離れ離れになったペットなどの救済や、狂犬病の予防事業や、繁殖阻止事業など社会に還元し、研修事業などで知識の向上を図り、社会から信頼される集団となるよう、研鑽を積み重ねていきたい。
- * 本日は、24年度の事業計画・予算案など計上したので、よろしくご審議願いたい。

【議事経過】

- 1 開会：吉田勝也副会長
- 2 会長挨拶
- 3 議長選出
議長：勤務退職者支部・石井彪夫
副議長：一般会員・福田智彦

【議事録署名人は定款により、総会出席理事全員となっている。】

- 4 書記任命：大貫由美子
- 5 議事
- 6 閉会：宇佐美晃副会長

【充足数報告】

（会員数・664名。74名出席、委任状提出406名。計480名なので総会成立を議長が宣言）

【総会提出議案】

- 第1号議案 平成24年度事業計画（案）及び同経費収支予算（案）について議決を求める件
- 第2号議案 平成24年度会費徴収額決定について議決を求める件
- 第3号議案 平成24年度借入金の最高限度額について議決を求める件
- その他

第1号議案・平成24年度事業計画（案）及び同経費収支予算（案）について議決を求める件

事業計画

【1】動物愛護に関する公益事業

- 1) 人獣共通感染症対策事業
狂犬病予防注射事業
・定期集合注射計画頭数：74,000頭
・個別注射実施計画頭数：56,000頭
- 2) 動物愛護事業
 - ①ペット繁殖防止助成事業：850頭。
 - ②動物愛護啓発事業：ペット無料相談、しつけ方教室等。
 - ③教育現場への支援：学校獣医師制度への支援。
- 3) 学術事業

【2】検査受託事業

- ①と畜検査補助事業
- ②牛海綿状脳症検査補助事業
- ③食品残留動物用医薬品検査補助業務
- ④死亡牛牛海綿状脳症検査補助業務
- ⑤獣医療提供体制整備事業
- ⑥家畜伝染病検査業務円滑化推進業務
- ⑦傷病野生鳥獣救護事業
- ⑧負傷動物応急救護事業

【3】福利厚生事業

- 1) 指定獣医師共済基金の運営
- 2) 会員の親睦推進
- 3) 会員等の表彰

【4】収益事業

笠間市の動物霊園不動産を動物葬祭事業者へ賃貸する。

収支予算

（全会員に総会議案書が送付されているので、詳細は省略する。）

経常収益計346,169,934円

経常費用計346,336,783円

第1号議案原案通り可決

平成23年度（第2回）正副支部長会議開催

日時：平成24年2月22日（水） 午後2時～

場所：「土浦合同庁舎」・土浦市真鍋5-17-26

〔小林貞雄会長挨拶〕

*ご多忙中参集いただき、感謝します。

*去る2月1日、新公益法人として第1回の総会を開催し、私が会長に、吉田勝也・宇佐美晃両氏が副会長に選任されました。

微力ではありますが、懸命に努力する所存ですので、皆様の一層のご支援・ご鞭撻をお願い申し上げます。

〔議事経過〕

1 開会：吉田勝也副会長

2 会長挨拶

3 議題

(1) 平成24年度狂犬病予防注射機材の入札について

(2) 平成24年度事業計画案及び予算の骨子案について

(3) 茨城県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の策定について

(4) その他

4 閉会：宇佐美晃副会長

議題（1）平成24年度狂犬病予防注射機材の入札について

（平成24年1月20日消耗器財の入札実施）

1 開催日時：平成24年1月20日（金）午後2時～

2 開催場所：茨城県獣医師会館

3 応札状況

（6社に通知し、3者が応札。森久保薬品茨城事業部が落札）

①狂犬病予防液： 3,600円/本（税込3,780円）

②注射器（テルモ）： 14円/本（税込14,7円）

議題（2）平成24年度事業計画案及び予算の骨子案について

I 平成24年度事務事業計画案

1 重要事項

①事務事業及び会務運営の円滑な推進と活性化

②狂犬病予防注射対策強化推進

- ③動物愛護と適正飼養の管理体制の充実強化
- ④学校飼育動物と獣医師の役割促進
- ⑤獣医療提供体制整備の促進
- ⑥家畜疾病に係る総合情報システム普及推進
- ⑦本会・支部・会員の連携強化
- ⑧県委託事業の推進
- ⑨危機管理体制確立
- ⑩倫理（獣医道）の確立
- ⑪会員の加入促進

2 事業

- (1) 茨城県獣医師会危機管理体制の確立
- (2) 狂犬病予防事業の推進
 - ・定期集合注射実施計画頭数 130,000 頭
 - ・個別注射実施計画頭数 56,000 頭
 - ・狂犬病予防注射料金 2,950 円（標準額）
 - 1) 狂犬病予防液の斡旋等
 - 2) 広報活動
 - 3) 推進対策
 - 4) 狂犬病予防事業推進部会の強化
 - 5) 狂犬病予防注射事故対応講習会
- (3) 動物愛護事業の推進
 - 1) ペット繁殖阻止助成事業
 - ①実施頭数：避妊・去勢手術助成 850 頭
 - ：犬猫譲渡事業 100 頭
 - ②助成金額：犬・猫とも避妊去勢一律 2,000 円
 - 2) マイクロチップ啓蒙普及事業
 - 3) 動物愛護啓発事業
 - 4) 飼い犬のしつけ方教室事業
 - 5) 学校飼育動物の管理獣医師事業
 - 6) 学校獣医師メールリンク事業
- (4) IT 整備事業

3 茨城県委託事業

- (1) 委託事業
 - 1) と畜検査補助事業
 - 2) 牛海綿状脳症検査補助事業

- 3) 負傷動物応急救護治療業務
 - 4) 食品に残留する動物用医薬品検査補助業務
 - 5) 死亡牛牛海綿状脳症検査補助業務
 - 6) 獣医療提供体制整備事業
 - 7) 傷病野生鳥獣救護事業
 - 8) 家畜伝染病検査業務円滑化推進業務
- (2) 補助事業
- 1) 家畜共済事業

4 会報の発行

5 慈苑事業

6 学会関係事業

7 会員の福利厚生事業

8 表彰

II 予算の骨子案

[別掲総会開催報告書と重複するので省略]

議題 (3) 茨城県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の策定について

(茨城県農林水産部畜産課の担当者により、獣医療法第11条の規定に基づき、平成32年度を目標とする茨城県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画が詳細に説明された。細部省略。)

以上

こぼればなし

研究の抑制

昨年12月、米国の国立衛生研究所(NIH)は、米国とオランダの研究グループに対し、鳥インフルエンザに関する研究発表を抑えるよう強く要請した。理由は、両グループは哺乳類のフェレットに鳥インフルエンザウイルスの感染実験に成功したというもの。ということは、もしこの技術がテロリストの手に渡れば、将来人類に鳥インフルエンザ攻撃をかけられる恐れがあるからだという。両グループは発表を抑えたが、米国グループの主体となった東大医科学研究所の河岡義裕教授は、Nature誌に反論を寄せた。鳥インフルエンザの変異によるパンデミック(1918年のスペイン風邪も同じ)の危険性が増大している今日、生物テロへの可能性を恐れて、論文公表を抑えれば、ワクチン開発を遅らせ、社会に対しかえってリスクが大きくなる…と。これに対し、NIHは再び発表抑制を促したが、世界保健機構(WHO)は河岡教授の発言を認め、むしろ研究促進を要請した。これらの問題に対し日本政府は、全人類の危機を救う可能性のある研究なのに、無言で看過するのは問題であると、日経サイエンスの論説員は唱えている。

(出典：日経サイエンス2012年4月号 S・S)

動物の愛護及び管理に関する法律施行令及び同法施行規則の一部が改正されました

生活衛生課環境・動物愛護グループ

○一部改正の経緯

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）は、議員立法で制定され、その後、平成11年、17年の2回にわたって、議員立法により改正されている。

平成17年の改正により附則第9条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされたことから、今般、国では、平成18年6月の改正法施行5年後にあたる平成23年度に施行状況の検討内容を取りまとめた。

施行状況の検討内容取りまとめにあたっては、中央環境審議会動物愛護部会のもとに「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し計25回にわたり議論が進められた。

議論の結果については、動物取扱業関係を取りまとめた「動物取扱業の適正化」及びそれ以外の事項について別々に取りまとめられ、パブリックコメントを実施したところ、「動物取扱業の適正化」については約12万件、それ以外の事項については約5万件の意見が寄せられたところである。

過去に例がないほど多くのパブリックコメントが寄せられたことが示すように、業界団体等の規制反対派对愛護団体等の規制推進派の対立の様相を呈し、国民の関心は非常に高まった。

国では、平成24年1月、パブリックコメントの中で、概ね意見が一致した一部の事項（オークション市場、動物を譲り受けてその飼養を行う者の動物取扱業への追加、犬及び猫の夜間展示禁止）について、法改正を伴わずに改正が可能であることから、近いうちに予定されている法改正に先行して政令及び省令を改正した。その概要は次のとおりである。

○「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成24年1月20日政令第8号）の概略

法第10条第1項に定める動物取扱業の登録を要する取扱いのうち「その他政令で定める取扱い」として次のものが追加された。

- ①動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。いわゆる、動物オークション市場を運営すること（競りあっせん業者）。
- ②動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が、当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る）。いわゆる、高齢の犬や猫などを世話する「老犬・老猫ホーム」業者。

○「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成24年1月20日環境省令第1号）の概略

犬及び猫の夜間展示の禁止措置に伴い、施行規則が次のとおり改正された。

- ①動物取扱業のうち販売業者、展示業者、貸出業者が犬及び猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間に行うこと。

- ②販売業者、展示業者、貸出業者が夜間（午後8時から午前8時までの間）に営業する場合には、犬及びねこの飼養施設を他の場所と区分する等飼養施設内に顧客・見学者等が立ち入らないようにすること。
- ③動物取扱業者の登録時・更新時の申請事項に「営業時間」を追加する。

○改正政省令の施行日 平成24年6月1日

○今後の法改正の動向

幼齢の犬猫を親から引き離す日齢に関する規制や実験動物の扱いなど意見が大きく対立し、政治的な判断が必要な事項があることから、平成24年の通常国会において議員立法により法改正が行われる予定であるが、民主党においては、動物愛護対策ワーキングチーム（田島一成座長）が、自民党においては、どうぶつ愛護議員連盟（小池百合子会長）が、公明党においては、動物愛護管理推進委員会（高木美智代委員長）が設けられ法改正の準備が進められている。

県としては、超党派でまとまるであろう法改正案に注視して、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例や茨城県動物愛護推進計画の見直しを検討していく予定である。

こぼればなし

『絆』というけれど

去年の暮れから、「絆」という文字がマスコミを飛び廻っている。確かに日本列島は昨年、未曾有の震災に見舞われ、国民は運命共同体として、断つに忍び難い恩愛や、離れがたい情実に結ばれ、国難に対峙している。米軍を始め外国からの支援のほか、国や各自治体からの支援や、自衛隊・消防・警察などの身を粉にした活動に加え、巨額の義援金やボランティア活動など、いかほど被災者を勇気づけてくれたことが。日本は古より、論語などにより、理想的道徳「仁」の教育がなされてきた。被災者は、商店から略奪することなど起こらず、世界から高く評価された。それがこのような非常時に、堅い「絆」として国民性が表現されるのであろう。

さてここまでは、真に見上げたものであったが、瓦礫処理の依頼については、ほんの数件の承諾以外、真に冷たい反応であった。日本は地震多発の列島であり、明日は我が身…は見え見えなのに、ある県の議会で、受け入れ反対の激しい議論をテレビで見たが、これが実情かと、非常に悲しくなった。この苦しい時になぜ他人の分まで、犠牲を払わなければならないのかと、罵りまくっていた。運命共同体も理屈ではない。感情が支配する世界なのか？ (S・S)

食品中の放射性物質の新たな基準値の施行について

茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、厚生労働省は、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、原子力災害対策本部の決定に基づき、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置がとられてきました。暫定規制値を下回っている食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されているものですが、より一層、食品の安全と安心を確保するために、原発事故後の緊急的な対策としてではなく、長期的な観点から新たな基準値が設定されました（平成24年4月1日から施行）。その概要をお知らせします。

新たな基準値の概要

放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値を設定しました。

放射性セシウムの暫定規制値（単位：ベクレル/kg）

食品群	野菜類	穀類	肉・卵・魚・その他	牛乳・乳製品	飲料水
規制値	500			200	200

※放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

放射性セシウムの新基準値（単位：ベクレル/kg）

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

シーベルト：放射線による人体への影響の大きさを表す単位 ベクレル：放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位

新たな基準値設定の考え方

線量の上限を1ミリシーベルトとした理由

- 食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の指標が、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること。
- 多くの食品の放射性物質の濃度が、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること。

食品区分の考え方

- 特別な配慮が必要な「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」は区分し、それ以外の食品は、個人の食習慣の違い（飲食する食品の偏り）の影響を最小限にするため、一括して「一般食品」と区分しています。

基準値の設定について

- 年間の線量の上限值1ミリシーベルトから、飲料水による線量（約0.1ミリシーベルト）を引き、残りの線量を一般食品（乳児用食品、牛乳を含む）に割り当てます。

① 「一般食品」の基準値

まず、年齢や性別などにより10区分に分け、区分ごとに一般食品の摂取量と体格や代謝を考慮した係数を使って限度値を算出しました。その結果から、最も厳しい値（13～18歳の男性：120ベクレル/kg）を下回る100ベクレル/kgを全区分の基準としました。これは、乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮した基準です。



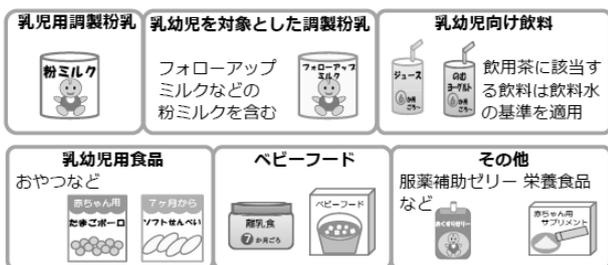
② 「乳児用食品」「牛乳」の基準値

放射線への感受性が高い可能性がある子どもへの配慮から、独立の区分とし、「一般食品」の半分の50ベクレル/kgとしています。（乳児用食品、牛乳の範囲は次ページ参照）

③ 「飲料水」の基準値

すべての人が摂取し、代替がきかず、摂取量が多いことから、WHO（世界保健機関）が示している基準を踏まえ、10ベクレル/kgとしています。

乳児用食品の範囲



●表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含まれます。

牛乳の範囲



- 消費者から牛乳と同類の商品と認識されている乳飲料（牛乳や加工乳にビタミン類やミネラル類を添加したものは、「牛乳」の区分に含まれます。
- 乳酸菌飲料、ヨーグルトなどの発酵乳、チーズなどは「一般食品」の区分に含まれます。

干しいたけ、お茶などの取り扱い

加工食品などについては、原材料だけでなく、製造・加工された状態でも一般食品の基準を満たす必要があります。ただし、以下の食品については、実際に食べる状態を考慮して基準値が適用されます。

乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など 原材料を乾燥させた状態で流通するが、水で戻して食べる食品	原材料の状態と食べる状態（水で戻した状態）の両方で、一般食品の基準値が適用されます。
お茶、こめ油など 原料から抽出して飲んだり、使用したりする食品	お茶（緑茶）は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されます。米ぬかや菜種などを原料とする油は、油として一般食品の基準値が適用されます。

経過措置

新たな基準値は、平成24年4月1日からの施行ですが、市場に混乱が起きないように、準備期間が必要な食品については一定の期間、暫定規制値が適用されます。

米・牛肉 ▶平成24年9月30日まで 大豆 ▶平成24年12月31日まで

※暫定規制値が適用される期間内に製造・加工された食品は、賞味期限までは流通が認められます。
※暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されています。

Q & A

Q1 セシウム以外の放射性物質は対象にしていないの？

A1 今回の新たな基準値では、福島原発事故で放出された放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての放射性核種*（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮しています。セシウム以外は、測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値ではセシウムと他の核種の比率を用いて、すべてを含めても被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないように設定しています。

*核種とは、元素の同位体を区別するための呼称です。核種のうち放射線を発するものを放射性核種といいます。

Q2 実際には、食品からどのくらい被ばくしているの？

A2 平成23年の9月と11月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を調査し、推計したところ、今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量は、年間に換算して0.002～0.02ミリシーベルト程度でした（右図の青色部分）。これは、自然界に存在する放射性カリウムによる被ばく線量0.2ミリシーベルト程度（黄色部分）と比べても、非常に小さい値です。

食品からの放射性物質の年間摂取量の推定値



県としましても、これまでに暫定規制値を超えた食品、食べられる量の多い食品、主要な県産農産物などを中心に検査を行い、検査結果については県ホームページ等などに情報提供し、県民の皆さんにお知らせすることにしています。

県北ブロック獣医師連絡部会活動報告

茨城県県北ブロックは、かみね動物園内で、平成23年10月2日（日）に、『第五回動物フェスティバル IN かみね』というキャッチフレーズで晴天のもと開催した。

- ① 幼児から小学生までの100人の子供たちに、スケッチブックとクレヨンをプレゼントして、園内の動物の写生会を実施しました。

提出してもらった子供たちの作品を、翌週から2ヶ月間、園内に展示して、動物園来園者にも楽しんで見ていただきました。園長賞等の入賞者20名には、作品の絵とプレゼントの品を、展示終了後に本人に郵送しました。

- ② 当日、動物園に入園していた子供たち360名を対象に、マイクロチップクイズラリーを実施した。園内3か所に設置したチェック場所にあるクイズに回答して、ゴールした子供たちには様々なプレゼントを渡し、マイクロチップリーダーを持ってもらい、ぬいぐるみ内に挿入しているチップ番号を実際に読み取ってもらいました。

- ③ ペットの無料健康相談も実施しました。

以上の3つの行事を、県北ブロック会員の先生方約40名参加していただきました。また、動物指導センター職員の方によるパネル展示や、獣医師会本部からも、動物に関する様々なリーフレット配布や、バッグなどもプレゼントしました。

毎年、会場を貸してくださる日立市かみね動物園の生江園長、正藤獣医師、飯田獣医師、動物園の職員の皆さま方に、厚く御礼を申し上げます。

平成24年度の動物フェスティバルに向かい、フェスティバル委員会を立ち上げ、すでに計画・打ち合わせを始めています。

鹿行ブロック獣医師連絡部会活動報告

平成23年5月8日 定期総会

10月23日 仔犬の里親さがし、ペットしつけ教室、ペット無料健康相談、動物愛護パネルの展示（神栖市）

平成24年2月14日 家畜衛生講演会（ホテルマロウド筑波）

発酵飼料の革命「BP863」について、肥育期における下痢について

ローソニア（回腸炎）について、検査からみた下痢の類症鑑別について

3月14日 研修会（鹿嶋ハイツ）

院内検査と甲状腺検査 アイデックスラボラトリーズ 平田雅彦先生

支部活動報告

第1支部

- ①すべての支部会員を守ることに
- ②県獣医師会と支部会員の間で正確に意思疎通を行うことに
- ③公益法人になるため努力することに

を目標に活動いたしました。毎月役員会議を開き総会等を経て意思統一を図り、かみね動物園を会場とした県北ブロックフェスティバルにて他支部との交流をいたしました。さらに、福島第2シェルターの管理獣医師を招き「東日本大震災の中での活動」というテーマで講演をしていただきました。

第3支部

映画上映会

内 容 映画「犬と猫と人間と」2009年（119分）飯田 基春 監督
目 的 動物愛護の啓蒙のため
主 催 茨城県獣医師会第三支部
場 所 日立市シビックセンター地下一階 日立市視聴覚センター
実施時期 2011年11月23日（勤労感謝の日）午後1時30分より
募集人員 30名（満席となりました）
募集方法 院内や掲示板などへのポスターの掲示

第4支部

平成23年4月17日	役員会
5月8日	支部総会
9月11日～12日	関東・東京地区獣医師大会・三学会（日大・藤沢）
10月23日	犬・猫里親さがし、ペット無料健康相談への協力・参加
11月27日	公開講座「犬をしろろ・もっとしろろ」への協力・参加
平成24年3月4日	新年会とブロック研修会への参加

第6支部

平成23年4月10日（火）

会 議 名 役員会
場 所 土浦市 寿し和
議 題 通常総会準備会議

平成23年4月29日（火）

会 議 名 平成23年度通常総会
場 所 石岡市 マリアージュ吉野
議 題 ①平成22年度事業報告並びに収支決算について
②平成23年度事業計画並びに収支予算案について

平成23年5月10日（木）

会議名 役員会

場所 石岡市 味味

議題 役員交代 引き継ぎ

平成23年11月16日（水）～17日（木）

支部研修旅行（東北）

会員相互の親睦を図り、また震災後の東北復興の目的で
宮城県（仙台）岩手県（平泉）方面へ行きました。

平成23年11月3日（祝）

ペット無料健康相談事業（第7回かすみがうら祭）

場所 かすみがうら市 第一常陸野公園

内容 ペット無料健康相談・しつけ方教室・わんわん
大サーカス

写真は岩手県一関市にある巖美溪
（げんびけい）の空飛ぶ団子です。



農林水産部支部

本県における公務員獣医師の確保対策として、獣医学系大学を訪問し、業務内容説明、職員採用案内等を行った。

また、家畜衛生、畜産の振興、獣医療に関する法令遵守のために必要な最新の知識や技術習得のため、学術誌の定期的購読を行い、職員の知識レベルの向上を図った。

勤務獣医支部会（畜産・家畜衛生分科会）

家畜の伝染性疾病は、ひとたび発生した場合、急速かつ広範囲にまん延することから、その被害を最小限にするための迅速かつ的確な対応が行えるように、口蹄疫診断レベルアップ研修会や家畜の伝染性疾病の発生を想定した防疫演習を実施した。

また、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表を行うため、学術誌の定期購読を行うとともに、家畜保健衛生業績発表会に助成を行った。

こぼればなし

輸入米もまずくはない

店頭に並んだ中国産米（吉林省産）は、5kg 1299円だが、味に文句はないとのこと。国産の最も安いブレンド米でも5kg 1650円である。魚沼産コシヒカリは2999円、あきたこまち1850円。外食産業でも、国産米に中国産や米国・オーストラリア産米を混ぜたりして多用されているという。国産米が値上がりしているのは、福島原発事故や、農家が値上がりを見込み、放出を控えているからだという。しかし、いくら外国産米が安く味もそんなに劣らないと言っても、国内流通量は、農家を守るため、77.8%の関税をかけているため、輸入量は、200トまで。その他、ウルグアイランド合意で輸入できる量は、国産800万トに対し77万トまでだが、大半は加工用や飼料用で、主食用は10万トまで。これ以上は輸入できないことになっている。農家は守らなければならない。需要者は外国産米がもっと欲しい。政府も頭が痛くなる。

（出典：2012/4/5読売新聞 S・S）

動物取扱業を取り巻く現状

茨城県動物指導センター 橋本邦夫

このところ、動物指導センターでは、動物取扱業に関する業務量が年々増えている。そして、動物取扱業の登録制度が平成18年に施行されて5年を経過し、有効期間の満了を迎えた今年度からは、新たに登録の更新事務が加わっている。

表2のとおり、本県における動物取扱業の施設登録件数は、平成22年度末累計で1,000件近くあり、同年度中に100件の新規と42件の廃業が見られた。ここ数年同様に推移しており施設数は漸増している。表3のとおり、全国の登録状況を見ても、同じく増加傾向にある。

ときに、環境省では、動物愛護管理法の5年ごとの見直しについて、「中央環境審議会動物愛護部会」の下に「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置して、平成22年8月から検討している。

この見直しは、平成11年の同法改正時に、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」との附則を定めており、それに則って行われている。多岐にわたる事項について検討しており、特に「動物取扱業の適正化」については、侃々諤々の議論が展開されたことが、環境省のホームページに掲載されている議事録からうかがい知ることが出来る。

総理府・環境省は、「動物取扱業の適正化」を図るため、平成11年と17年の2度にわたる同法改正において、届出そして登録と段階的に制度を強化。今回は、平成24年の3度目の改正に向けて、更に段階を上げ、許可制にして規制を強める是非を委員会において検討された。ただ、現行制度には、登録の拒否や取消の規定（無登録営業→罰則あり）が既に設けられていることから、委員会は許可制と同等レベルの規制であるという見解も示している。なお、後記“経過”のとおり、平成11年の

改正法に動物取扱業の届出が盛り込まれるまでは、「茨城県動物保護管理条例」で届出を規定していた。

この強化の背景には、人と動物との関わりが年々深まり、それとともに動物愛護意識が高まり、更には動物を取り巻く環境への関心が強まっている現代の世相とパラダイムが反映されている。また、動物取扱業の中でも、殊に犬猫のブリーダーやペットショップにおいて、飼養管理等の様々な問題事例が取り上げられ、全国的にその発生が後を絶たないことから、規制強化の要望が必然的に高まっている。

このことを踏まえ、環境省は今回、見直しの主要課題として、とりわけ「動物取扱業の適正化」に関する事項を委員会で優先的に取り上げ、深夜販売や移動販売、ネット販売、犬猫幼若動物の販売日齢、飼養施設の適正化、登録取消の運用強化などを論点とし、議論を終えている。昨夏、その総括についてのパブリックコメントを既に締め切っているが、意見受付件数は12万余件に上っており、動物取扱業への関心の高さがうかがえる。

また、動物取扱責任者研修の緩和についても検討されている。現行における規定としては、事業所ごとに動物取扱責任者の選任及び自治体が行う研修会受講（1回/年度）の義務付けがある。当センターでは、この研修会を毎年度、4ブロックごとに開催し、特に「動物の適正な飼養管理」と「コンプライアンス」の徹底に重きを置いて行っている。保管業（表1参照）であるペットホテルやトリミングにおいては、動物病院と併設されているところも多く見られ、そこで動物取扱責任者になっている獣医師も、現行では同じく研修の受講が課されている。

因みに、同法及び環境省告示には、動物取扱業者の責任の所在と透明性を確保するため、情報公開の規定がある。事業所ごとに公衆の見やすい場

所に、氏名や登録番号等を記した標識の掲示や、ネット等で広告を出すにあたっては、標識内容を合わせて掲載表示することを義務付けている。さらに担当部署（当センター）は、この標識内容いわゆる登録事項を一覧にした「動物取扱業者登録簿」を備え、一般の閲覧に供することになっている。誰でも目的に関係なく当センターにおいて、県内の全登録業者の氏名や住所、業種等を閲覧することができる。これは、登録を受けているかどうか、一般の人にも一目瞭然にするために設けられた措置である。

このように、動物取扱業者は、動物を取り巻く社会環境の変遷とともに、求められる責務と役割は重くなってきている。センターでは、立入調査や研修会において、その責務等について、動物取扱業者に対して適宜説明や指導をするとともに、動物の健康管理については、掛かり付けの動物病院に相談するよう話している。また、動物取扱業者は飼い主と接点があり関わりが深いことから、動物愛護の啓発について、能動的な協力活動をお

願いしている。

昨今、この動物愛護の啓発関連事業に携わる民間ボランティアが増えており、その活動は目覚ましい。官から民へシフトする流れがあり、今後更にこの流れは速くなり、水嵩が増すことが想定される。丁度その過渡期に入っている感がある。そんな中、動物取扱業については、法律上規制のカテゴリーにあることから、今後も引き続き行政が担うことになるだろう。

このような潮流の中で、動物愛護に係わる参加者層が限定・特定せず、広く多くの人に関わり、共感するような状況を醸成することは欠かせない。

このことからセンターは、長期的視点に立って民間と協働し、様々な方法であらゆる機会を利用して、県民のあらゆる年代層に対して体系的かつ継続的にアプローチし、動物愛護意識レベルの向上に努めている。もって動物取扱業のより一層の適正化が進展する社会環境を構築したいと考えている。

(H24・如月)

表1 動物取扱業者の主な例

業種	業の内容	該当する具体的な業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露店等にける販売のための動物の飼養業者、飼養施設を持たないネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、美容業者（動物を預かる場合）、ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸出し業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル、繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、動物ふれあいパーク 移動動物園、動物サーカス 乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）

※対象となる動物は、実験動物及び畜産動物等を除く、哺乳類、鳥類及び爬虫類。

表2 平成22年度動物取扱業の登録件数（茨城県）

		年度当初登録件数	新規登録件数	廃止件数	年度末登録件数
総	施設数	898	100	42	956
業種別内訳	販売	603	45	29	619
	保管	358	34	16	376
	貸出し	20	1	0	21
	訓練	70	10	0	80
	展示	52	10	2	60
計（延べ数）		1,103	100	47	1,156

※1 1施設で複数の業種を登録しているところがあるため、施設数≠合計。

※2 登録数には平成22年4月1日以前の申請登録分も含む。

▼登録申請手続き等の詳細については、当センターのホームページに掲載。

表3 全国動物取扱業登録状況（動物愛護管理行政事務提要：環境省発行）

年度当初	業種別内訳						総施設数
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	計（延べ数）	
平成20年度	21,872	16,490	765	2,820	1,900	43,847	34,224
平成21年度	22,875	17,493	853	3,058	2,001	46,280	36,101
平成22年度	23,866	18,868	856	3,325	2,150	49,065	38,460

◆経過

昭和48年10月 「動物の保護及び管理に関する法律」が議員立法で制定
昭和49年4月1日から施行

昭和54年6月 「茨城県動物の保護及び管理に関する条例」を制定
* 同条例に動物取扱業の届出制度を規定
茨城県動物指導センターを開設

平成11年12月 「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称、改正
* 同法に動物取扱業の届出制度を規定
平成12年12月1日から施行

平成13年1月 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」に改称、改正
中央省庁再編に伴い、同法が旧総理府より環境省に移管

平成17年6月 「動物の愛護及び管理に関する法律」を改正
* 動物取扱業を届出から登録制度に改正
平成18年6月1日から施行

平成18年3月 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」を改正
平成23年6月 * 動物取扱業の登録更新事務が始まる



《動物取扱責任者研修会》

動物の数え方について

勤務退職者支部 諏訪 綱雄

1. 動物の数え方

私達が普段何気なく使っていた動物の数え方「匹」とか「頭」も、それぞれに意味があった。通常は常識的に大きな動物は「頭」で数え、小さい動物は「匹」で数えている。しかし、その動物の大きさは漫然としていているが、通常では大人の両手で抱えられる程度の動物は「匹」で数える。例えば小型の犬や猫、ネズミ、あるいはそれ以下の小さい動物等はこれに該当する。大きな動物で大人の手では抱えられない程の大きい牛とか馬等の動物は、頭で数えている。

しかし、牛や馬を頭で数えるようになったのは、明治の初め頃からであったらしい。それまでは、未だ「頭」の数え方の概念は無かったらしく牛や馬は、「疋・匹」で数えられていた。その他牛馬以外の動物で、鳥類の場合、「羽」で、魚類や爬虫類、両生類、昆虫等は、「匹」で数えるのが常識となっている。例外として昆虫の中でも蝶は、「頭」で数えることがある。

「匹」と「羽」の数え方については、数える数によっては、その数字によって発音する場合と文章のかな書きにするとときに限って、濁音、半濁音を付することが慣わしになっている。例えば「匹」の場合には、「ひき」「びき」「びき」となり、「羽」の場合にも「は」「ば」「ば」となる。

(1) 匹・疋について

匹という漢字は、二つのものが対になっているものを表している。近い例では、着物生地などの織物を数えるとき二反で「一疋」と数え、また匹敵すると言うときは、二つのものが互角になっているときに用いられている。何故動物を数えるとき匹を用いるようになったのであろうか。

古来人間にとって、もっとも身近に居て生活に欠かせなかった家畜は、馬や牛であった。常に荷車を牽かせ、農耕に使役して人間は、常に馬の尻

を見る機会が多くあった。そのため、馬の尻が二つに分かれていることを見ていたことになる。このイメージが強く焼きつき、二つに割れた尻の対を持つもの、そして綱で引く動物の馬が匹で数えるようになった、と言われている。古書『源氏物語』や今昔物語にも馬を疋で数えるような例が見られている。さらに匹の数え方は、牛馬だけでなく爬虫類、両生類、昆虫に到る動物全般に用いられるようになった、とされている。

(2) 頭の数え方

現在、大型の動物は「頭」で数えられているが、この頭の数え方は歴史的にも浅く意外にも明治以降のことである。この頃になると、欧米諸外国の文化が導入され、特に英語の影響が大きかった。欧米においては、牛馬は放牧のスタイルで飼育され、その牛馬の数を確認するため、headで数える慣わしがあった。それがやがて大型の家畜を数える数え方になったらしい。明治の頃から欧米の動物に関する著書や文献等が数多く見られるが、これらの文献や資料等のheadの部分は、頭と日本語で直訳されるようになり、牛や馬のような大型の家畜を数えるのに頭を用い、関連して大型の象やクジラのような動物も頭で数えるようになり現在の頭の数え方が定着した、と考えられているようである。欧米の数え方が頭であったのに対し、日本では尻で数えたことに不思議さを感じるものである。

(3) 羽の数え方

羽を有する鳥類を数えるときには、空を飛ぶことも出来ない鳥でも羽で数える。まれに蝙蝠のように哺乳類でも空を飛ぶイメージから、羽で数えることもある。しかし、羽が有る動物は総て羽で数える訳でもなく、蜻蛉や蝉のような昆虫は匹で数えるようである。

2. ウサギの数え方

兎は鳥でもないのに羽で数える慣習がある。ウサギを羽で数える理由には、色々な説があるが、その昔、獣を食べることを禁止されていた僧侶達が、二本足で立つウサギを鳥の仲間であるとし、鳥として食料にしていた、と言う説やウサギの耳が大きくあたかも羽根のようである事から鳥の仲間であるとした説もある。何れにしてもウサギの数え方は謎に包まれている。

3. チョウの数え方

蝶は昆虫の一種だが、頭で数えるのが常識である。よくテレビ等のクイズ番組で、この問題が出され正解、不正解が微妙に分かれる。何故大型の動物を数えるように蝶を頭で数えるのか不思議に思うが、その謎は、意外にも英語にあった。元来英語では、牛や馬などの家畜を数えるのにheadで数える。例えば「5頭の牛」を「five head cattle」としている。ちなみに日本語でも人の員数を数えるときに「頭数」を揃える、と「頭」の字を用いることもある。この「頭」で数える発想が動物園で飼育されている動物を数えるときにも使用され始め、欧米の動物園では、しばしば珍しい蝶を飼育展示する際にも動物園全体で飼育する生物を固体、種類に関係なくまとめて頭で数えるようになったのが習慣になった、という。そのうち昆虫学者たちが、研究論文等で研究対象の蝶の個体もheadで数えるようになり、それを20世紀初頭に日本語に直訳したものが、現代の日本語にも定着するようになった、とされている。その他、標本にする蝶は頭部の切断のないものが重要視されることから頭で数える説と、昆虫の採集も狩猟の一つとして考えられているので、その得られた蝶も動物と同じように頭で数えるとも言われている。

4. 魚類の数え方

魚類は主に匹で数えるが、その魚の形態によっては数え方の異なる場合もある。鯉とかうなぎなど細長いものは、本で数え、カレイやヒラメのように平たいものは枚で数えることもある。その魚の形状によって数え方が異なっている。烏賊や蟹

は、生きているときには、一匹、二匹と数えるが、これが商品化すると一ぱい、二はいと数えることがある。この謂れは、烏賊や蛸のように軟体動物を、貝の一種として貝（ぱい）で数えたことが始めとされている。

5. 匹・疋から頭に変った年代の推定

馬や牛の数え方が、疋・匹から頭に変更されたのは、明治の初年頃であったことが知られているが、その詳細について調べて見ると次の様なことが古書や古文書で見られている。

延喜5年(905年)に醍醐天皇の命によって編纂された古代の法典として『延喜式』には、「白馬七疋。細馬十疋。中馬五十疋。下馬二十疋。……」、又、宝永2年10月20日(1752年)の生類憐みの令に関する『犬改之覚』には、「虎絞母犬一疋、子犬二疋」の記述が見られ。更に、元禄年(1688年)より宝暦年(1751年)に至る津軽藩で記録された『津軽藩御日記』は、馬医、馬医療の数々の記述がされていて、識者の貴重な資料として珍重されているが、その中に、馬の流行病についての記事として次のように記述されている。「一疋煩へバ其の儘次々ニ御馬ニ移リ(略)御馬屋ニ 十二、三疋ツツ同病有之(略)」と、馬の数え方は、疋を用いている。

明治期に入るとロシアでの牛疫の流行が激しく、明治3年(1870年)の頃には、中国、朝鮮経由してわが国にも侵入の危険性が高くなった、として明治4年2月29日付で牛疫に関する太政官第276号が公布された。その牛疫に関する文中に「英国に伝染し大いに流行の家畜五萬匹余死亡スルニ至レリ(以下略)」とこの文面では、匹を用いている。しかし、その後7月5日に太政官第329号でリンドルペストについて詳細な訳文が付されているが、その中では、「一牧場テ数千頭ヲ放シ、一柵中ニ数十頭・・・(略)」と訳文では、頭を使用している。

更に、茨城県県庁の行政資料室には、明治の頃からの統計書やその他の資料が保管されているが、その中で明治12年の『茨城県治一覽表』には、畜牧の項で牛78頭馬27頭とされている。しかし、野

獣の鹿や猪は、疋で記述されている。これらのことから推測すると、匹・疋が頭が変わったのは、明治4・5年の頃であろうと想定される。

おわりに

動物の数え方については、子供の頃から親に教

えられ、あるいは小学校の低学年の頃に各種物品の助数詞を指導されてきているので、何の抵抗もなく動物を数えていたが、こんなささやかなことでも何でだろう、と突き詰めてみると意外にも深い意味と、知らない事実があった事に気付かされるものである。

こぼればなし

雇用の改善を図れ！

政府は13年度国家公務員の新規採用を09年度比56%も減らしている。民間企業も人を減らし、安い賃金の国外へと移転が目立つ。こんなことでは近い将来、日本沈没は免れない。一方日本の失業率は現在5%前後で、先進国では上等の方である。しかし、正規非正規の格差はひどく、生活保護費受給者より低年収の労働者は多数いる。日本は過労死や過労自殺は非常に多く、これは労働事情の後進性を如実に表すものだ。そこでオランダなどで進んでいるワークシェアリングのシステムが何とかして日本に定着できないものか。同じ年間人件費で、例えば10人の職場を11人で分かち合うとしたら、各自の就労時間も短縮でき、失業率10%を吸収緩和できると思うが。そうすれば失業で生じる無年金など解消でき、政府も生活保護（2011年末 209万人）や失業保険に余計な経費を支出しなくて済むと思う。その金を雇用助成金にでも向ければ、雇用状況はずっと改善されると思うのだが何とかならないのか。

(S・S)

ノミ・マダニ駆除剤

動物用医薬品



イメージCG

マイフリーガード® 犬用 マイフリーガード® 猫用

投与後、ノミでは約2カ月（猫は約1カ月）
マダニでは約1カ月の駆除効果があります。

- 製剤の性能
ノミ・マダニに対する高い殺虫効果と
残効性を持つフィプロニルが主成分！
- サイズ毎の視認性
ピペット、外装アルミフィルムを規格
ごとに色分けし、サイズが分かりやすい！
- 使いやすいパッケージ
化粧箱には病院名やペット名、体重、
投薬日等を記載できるスペースあり！



6本入
カレンダー用シール付

■販売 **K** 共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南1-5-10

■製造 **FUJITA** フジタ製薬株式会社
販売元 東京都品川区上大崎2-13-2

投薬日のお知らせサービス▶



動物フェスティバルと狂犬病予防推進

第8支部 千 装 勉

以下の文章は、一年数か月前に、とりで産業まつりへの参加をした際にまとめたレポートである。特に公開を目的として作成したわけではなく、次回への参考のために作成し、運営役員にのみ見ていただいたものであった。しかしその後、支部の狂犬病予防推進部会長の重任を務めさせていただく中で、この経験を公表し、皆様方からご意見をいただくことができたなら、さらに次回はよいもののできるのではないだろうかと思うに至り、拙い文章力で恥ずかしい限りではあるが、恥を忍んで投稿させていただくこととした。

平成22年度とりで産業まつりへの出展に関して。

動物フェスティバルの開催として、4年に一度、県南ブロックから予算が配分されることに伴い、第8支部は、とりで産業まつりへ出展している。

今まで、しつけ教室、里親募集、無料相談、資料・サンプル配布を行ってきた。何件かの里親が決まるなどの成果はあっても、賑わいを見せるというようなことは無く、特に前回は、気候のせいもあったが、寒さをどう耐え忍ぶかということに苦慮していた記憶がある。

今回は、大きな予算を使い、かつ、会員の貴重な時間を拝借する以上、それに見合った成果を上げる必要があると考えていた。今までの前例にとらわれることなく、企画を一新すべきとまず考えた。

まず、目的として、獣医師が社会に貢献すべきことは何か。動物の愛護や、しつけ・マナーの改善などもあるが、獣医師としての原点は、「公衆衛生への寄与」にあると思った。

となれば、まずは、「狂犬病」であろう。狂犬病予防注射の接種率は低迷し、インターネットなどでは、狂犬病予防法は、獣医師の利益確保のため

の悪法であると公然と書かれる始末。

情報は、最初に見たものを受け入れてしまい、それに反することが後から入ってきても拒絶してしまう傾向があるものである。正しい情報を、広く、多くの人に知っていただくべきであると思われた。犬を飼育しているかに関わらず、いやむしろ、犬を飼育する前、飼育していない人にこそ、知識を持っていただくべきであろう。そして、特に、その中でも、子供という点に注目していた。

子供こそ情報を純粹に取り入れてくれるからということもある。それと、子供の目があるからと大人が姿勢を正すからでもある。子供が、親や近所の方に「狂犬病の注射はしなくちゃいけないだよ」、そう言ってくれたらその効果は絶大である。

自分も、子供時代、犬は飼育しておらず、身近に獣医師が居た訳でもないが、狂犬病予防注射のことは知っていた。集合注射の会場が近所で、何度も目にする機会があったからだ。話しが本題からずれてしまうが、個人的には、集合注射を子供が見れる場所で行うべきだと以前から思っていた。学校の校庭などが適していると思う。

話を元に戻すが、子供を巻き込み、狂犬病の知識を多くの方に広めるにはどうしたらよいか。ここを元に企画を始めた。

ただ、単に資料を配っても、なかなかその中の情報は頭に入らない。最悪、目も通さずにゴミ箱行きであろう。最低限一度は、目を通さないと出来ないもの。それは、クイズ形式と考えた。狂犬病に関する問題を作り、それを解いていただく。

それだけでは、人は集まらないので、景品を用意。それも、人が集まる、子供が集まるもの。そこへ、会員の先生からあがっていた乗馬体験という案がうってつけと思った。

ポスター形式の資料を作り、その中から問題を作成し、ポスターを見ながら問題に答えていただく。全問正解でポニー乗馬が出来るという形にまとまった。

当日は、朝から天候に恵まれた。開始時間となったが、人はまばらで寄って来てくれる方もいない。担当の先生とともに、子供連れをターゲットに声かけをはじめた。人が集まりだすと、後は、人が人を呼び、行列が出来た。行列があると人は興味を持つようで、どんどん人が集まるようになった。

適度な行列は、人を集めるにはとても有効であると感じた。事後に会員に対して行ったアンケートでは混雑緩和のための改善策なども上がったが、適度な行列は必要という意見が多かった。

ポスターを見ながら、問題を解き、判らないところは獣医師に質問。最後に答え合わせをして、簡単に解説。全問正解させて、乗馬待ちの列へ並ぶという流れ。問題開始までに長い時で20分、10問の問題を解くのに10分、乗馬待ちで5分ぐらいだったのではないかと思う。

クイズへの参加は、200組。乗馬人数は、400人程度と推測している。予想以上であったため、馬への負担を心配する声も聞かれた。ご協力いただいた小貝川ポニー牧場の皆様方、そして、馬たちにも感謝したい。

アンケートで挙げた改善点として、問題を先に配ったために、答えのみ探し他に目を通さない、ポスターをみないで答える方などがいたという点。他にも、ポスターを机に並べて掲示していたため、後ろに戻れない、次の人が気になってゆっくり読

めないなどが挙げられた。その改善策としては、ポスターをゆっくり見れるスペースを確保し、見終わった時点で問題を配布し、回答していただく。「後から問題を出すからよーくポスター見てきてね!」と言っておくと良いのではないだろうか。一応、その後も、ポスターを見に戻れるような流れを確保することなどであろう。お父さんと小学生の娘さんが相談しながら答えている光景も見られた。狙い通りの様子である。小学生でも読める漢字使いも考慮すべきであろう。今回も問題用紙は一種類ではなく、「皆答えが一緒」というようなことはなく、隣の回答者の答えを写せば良いということは起こりにくかったので、問題用紙の種類は複数用意すべきだと思う。

ポスターは、机に置くよりも、複数の方が一緒に見られるように壁掛け式のほうが良かったと思われる。また、獣医師に質問することも可能であり、それにより、獣医師への親近感を得られたり、獣医師側も、一般の方の狂犬病に対する認識を把握できたことも有益なことであったと思う。「大半の方が狂犬病について殆んど知識を持っていないことに驚いた」という会員の感想も寄せられた。

ある程度、手ごたえのある結果を残せたと考えているが、改善点はまだ多々あると思い、今後のためにこのような形で記録、考察を残させていた

最後になるが、何より、貴重な時間を割いて協力してくださった会員の先生方に感謝の意を表したい。

疎ましき事のみ多かりき

勤務退職者支部 菅原茂美

この世は、あまりにも疎（うと）ましき事が多すぎる。人間は自然の一部なのだから、天が下した試練には耐えねばならない。叡智を絞って減災の努力が必要だ。しかし人間の浅智慧から起こる禍は、何としてもその規模を縮小しなければならない。例えばCO₂増加など小さなことでも、それが元で、人類滅亡につながる事も有りうる。

私はかなりの楽道家。『世の中、何とかなるさ！』で通してきた。浮世の不条理に、一々腹立ても仕様がな。また緻密な計画をたてても、想定外の要因が絡み、中々思うようにいかない。

さてその楽道家だが、最近、国の内外に許し難い出来事が次から次と連発するので、どうにも我慢ならない。身近の些事には、私はかなり寛容であったが、いくらのんびり屋の私でも、世間の度を越した理不尽には、もう黙っていられなくなった。

なにゆえ、こうも世の中が不条理で満ちているのか？ 動物としての人間の進化の果てとは云え、弱肉強食で、自分さえ腹を満たせばそれでよいのか。人間は崇高で神に近い特別の存在などというのは、妄想にすぎない。その証拠にこれまで、人類は、戦争など残虐な行為を幾度繰り返してきたことか。歴史がはっきりそれを証明している。

【知能の進んだエイリアンが、天空からこの地球人をのぞき見たら、きっとこんな風につぶやくに違いない。『ヤケにヒトとか言う動物が幅を利かしたるな。毛を失ったら、蓑虫の真似して、何やら衣類を身につけて、おとなしそうだが、全ての動物の中で最高に強欲で、獰猛な動物のようだ。環境に対する己の密度をわきまえず、むやみやたら数を増やし、繁殖の自己制御ができない。それほどひどい劣等生のくせに、万物の霊長とかいって

うぬぼれている。ゴチャゴチャものを作り過ぎては、環境を破壊する。スピードを求め過ぎる。もしかしたら、己の種としての滅亡を予感して、焦っているのかな！】

国によっては一部の者が国の富の大半を占める。人を陥れても己の利のみ追求する。国会は、未曾有の国難だというのに、政権抗争に明け暮れている。なんのための文明の進化なのか、怒り心頭に発す。これも歳を取ったが故の小言なのか。放つときゃいいのかも知れぬが、世の乱れを許せぬ老犬は、吠え出したら止まらない。列挙して背理を糺す。

①被災地復興の遅れ

東日本大震災発生から一年を経て、生々しい映像など編集が進み、テレビでその実像が、放映された。マグニチュード9も、宮古市姉吉地区の最大38.9mの津波の高さも、北上川を49mも遡ったのも史上最高の真っ最中に、多くの人々が、命がけで映像を撮り続けていた。

津波は正に「怒涛」。何年もかけて造った堤防を荒れ狂った黒い怪物が、安々と乗り越えて来る。次から次と家を押し流し、桶の中で芋を洗うように、無数の車をゴチャゴチャにかき混ぜる。この世に、こんな事が…。正に地獄絵だ。

仮設住宅で、家を失い、家族を失い、途方に暮れる老夫婦。仏壇の前で流す涙も枯れ果てた姿。

今、車で走っている道路が、突然目の前で陥没。車の半分が前のめりで、かろうじて残っている。別の場所では、撮影者の目の前で道路がビビッと亀裂。路面が左右別々に動いている。

さて、これほどまでに巨大な被害をもたらした大震災に、国は第4次補正まで対応した。復興交

付金や特区の制度も整った。それはいいが、あまりにも遅すぎ、使い勝手が、よくない。世論調査の結果は、復興は78%の人が全く進んでいないと答えている。

政府は、東北3県を中心に、7県59市町村に、1.85兆円の交付金の配分を決めたが、その使い方について国は、あまりにも細かな規制が多すぎる…との自治体の声。地方ごとに状況が違うのだから、全て自治体に任せればよいのに…。国民の納めた税金を使うのだから、当然「焼け太り」など、理に反したことは許されない。しかし、一日も早い復興がなされないと、散った住民は帰ってこない。集落が永遠に消えてしまう。

②消えた年金資金

AIJ投資顧問会社が、中小企業などの組織する「基金」から預かった厚生年金資金1000億円余を消失。無責任極まりない。以前は、基金の運用は50%を国債など堅実なもの、リスクの高い金融商品は20%以下と規制があったが、金融自由化のため、97年に廃止された。以降は、天下りの素人が巨大な資金を操ることになったという。

労働者がなけなしの掛け金を、年金資金として積み立て、会社も苦しい財政の中から継ぎ足した資金を、預かった顧問会社が、運用を誤って消失とは許せない。しかし出資者には、大変利益が増えていると虚偽の報告。こんな人を馬鹿にした話があるものか。国会での参考人質問に社長は『騙すつもりはなかった』と平気で答えている。

監視する金融庁のお目付け役も全くの節穴。国家が機能していない。こんな怪しからんことが、なぜ堂々と世の中をまかり通るのか。

全国に登録された投資顧問会社は、265社。それを利用する、私的厚生年金基金は、全国で、596もあるという。基金には646名の天下りの官僚OBが勤めている。一人年収1千万円とすると、労働者の掛け金が、毎年64億円も吹っ飛んでしまう。年金資産が増えようが減ろうが、自分が勤めている

間、多額の給料さえ貰えばそれでよい。こんな理不尽な話が、なぜまかり通る？

各基金は、それぞれ総資産の30%ほどを顧問会社に預けているのが実態だという。世の中に悪党は星の数。金を預ける時はくれぐれも注意が必要。老いた身には年金こそ命綱。国の監視機関は、事件が起きてから初めて、監視強化を図るのではなく、常に起こりうる可能性を想定し、国民を守る義務があろう。有名大学を出て、選り抜かれたエリート官僚なら、それぐらいの頭を働かせろ！

【官僚が全て臨機応変の対応ができないと言っているのではない。東日本大震災の時、国交省東北地方整備局長の徳山日出男氏(55)は、テレビ会議で、当時大島国交相に東北道と4国から海岸に向かう『緊急路の開通が最重要』と申し出たら、『いいと思うことは、私や次官に相談しなくとも全部やれ』との返事。すると徳山氏は、まず建設会社の重機を非常招集し、一気に横線を開通。更に津波で役場が流された大槌町などもあるので、全国からまずプレハブを買いあさり、簡易トイレを400も揃え、洗濯機・ふとん・おむつ・粉ミルク・バナナ・ガソリン、更には「棺」まで大量に用意し、この1年間で、自治体のSOS218回に対し、支援物資を198回にわたり送り届けた。現政府の官僚排除は、使いようで、任されれば、こんなに機転の利く官僚もいるのだから、大島さんを見習えと言いたい。人は信頼され、任されれば、大きな働きをする。】

③過労死

過労死は、日本以外の先進国では殆ど見られず、相当する単語もなく、英語ではKAROUSHIと言われ、国際共通語になっている。

日本人は“働き者”などと言われるが、裏を返せば、こんな人権を無視した後進性が存在する。過労死は周囲から暗黙の強制を受け、長時間残業を強いられ、働き盛りの、主に40～50代のビジネスマンが尊い命を失っていく。正に封建的な奴

隷制度とあまり変わらない後進性が、厳然として日本の現代社会にのさばっている。病死としての過労死は、心筋梗塞・クモ膜下出血・急性心不全などであり、最も悲しい事態は過労自殺（2009年国内で63名）や孤独死・孤立死などである。

現在の労働基準法では、労働時間は1日8時間で、週40時間と定められ、これを超える場合は、労使協定の締結が義務付けられている。但し、超過勤務は年間360時間を超えてはならない…。当然超過勤務は、25%以上の割増金を払わなければならない。しかし、現実はこのをはるかに超える「奉仕」を強いられ、訴えがなければ、黙視された状態が巷に多数みられる。それなのに、これを犯した経営者は、わずか30万円以下の罰金か、6か月以下の懲役しかなく、あまりにも、人権を軽視した罰則だ。日本の繁栄がこんな不合理な労働条件のもとに築かれたかと思うと、残念至極。

勿論、非常に良心的な経営者もおられることだろうが、労働者が失職を案じる心理を逆手にとり、乱暴極まりない経営者は多数いる。そんな事例は敢然と労働基準監督署に訴えていくべきである。そうしないと、日本の企業はいつまでも大人になりきれない。大事な従業員の犠牲の下に繁栄するくらいなら、規模を縮小しても、人間らしい、生活が保障される会社経営をやってほしい。

④自殺

毎年日本で3万人以上が自殺。こんな理不尽がまかり通ってなにが先進国か？

日本では1998年、山一証券や北海道拓殖銀行が破綻し、未曾有の金融危機に襲われた。企業の倒産が増え、前年より8000人も自殺者数が増し、以来14年間も3万人以上が続いている。

2006年政府は、超党派の議員立法で「自殺対策基本法」を成立させ、国や自治体にその対応を義務付けた。そのせいか、ここ数年、自殺者数はわずかに減少傾向にあり、一時4万人近かった自殺者数は、2011年は、30,651人であった。男女の比は、

男性3対女性1の割合である。自殺の主たる原因は、健康問題が65%、次いで経済21%・家庭15%・学校問題と続く。更に就活失敗や、学業不振からの若者の自殺には、本当に心が痛む。

人口10万人当たり自殺者数は、日本は、ロシア(30名)に次いで高く、24名である。主要国ではフランス17名、ドイツ12名、カナダ・アメリカ各11名、イギリス・イタリアが各7名である。

震災後はPTSD（心的外傷後ストレス障害）により、不眠や今後に対する不安から、また自殺者が増える傾向が見られるので官民あげて、適切なその対応が迫られている。自殺は心の病なので、他人は関与できないとしてしまえば、思考の停止だ。周りの人は苦しんでいる人に、しっかり耳を傾け、話を聞いてやる。そして、心の支えとなるよう心がければ、もっともっと悲劇は減っていくだろう。あまりにも近隣との連携が希薄になった今日、もっと声かけ合って、絆を深く結ぶ習慣が、今、最も必要とされている。

人は他人のために役立つことをし、自分が嬉しくなると、中脳からドーパミンの分泌が多くなる。すると自らも健康状態が好転し、周囲との人間関係が改善される。それが自殺予防につながり、ささやかでもよいから、身近に心の支えとなるよう、皆で心がけたいものである。

⑤大学生の学力低下

いくらゆとり教育の弊害とはいえ、現役の大学生で、小学6年生の算数の問題が解けない者が多数いるという。簡単な「分数計算」ができない。

大学経営者も、少子化時代で学生が集まらないかもしれないが、こんな者を入学させる根性が、よろしくない。一步譲って、入学は許可したとしても、絶対に低学力・無気力の者に、卒業証書を手渡してはいけない。勿論、中学や高校側も、最低でも、小学生並の学力を身につけなかった学生を、素通りさせた責任は重大である。

大阪市の橋下知事は、14年度から、市立小中学

校の全国学力テスト結果を公表すると発表した。全国でも鳥取県と横浜市が情報公開請求により、結果を公表した以外、公表の例はないという。「学校がランク付けされる…」というのが非公開の理由だが、その蔭に隠れて、学校側の学力向上努力が薄れがち…というのが実情らしい。日本がこの厳しい時代にしっかり生き残るためには、全国民の「知的向上」が必須である。

国は私学振興費など、それなりの補助金をかなり私学に交付しているはず。それが、勉学意欲のない学生に費やされるのなら、国費の無駄遣い。そのような者は、毅然として退学させるべきである。学業そっちのけで、遊び惚けているヤカラに、国費投入など、もってのほか。

そして、小学生の分数計算が解けないような者に、大学卒業資格を与えることは、世界に対し「恥」である。教育の機会均等か、平等主義の徹底か知らないが、貧しさのため、大学進学ができなかった優秀な人材は、いくらでもいるわけで、そういう人達に対しても、失礼であろう。本人や親の見栄で、大学など、行くものではない。

⑥瓦礫処理の協力拒否

放射能に汚染した瓦礫の処理協力については、後で述べるとして、地震や津波により生じた瓦礫の処理については、全国自治体は、もう少し協力体制をとっても良いのではないか。明日は我が身かも知れないではないか。とにかく被災地は、山積みした瓦礫を片付けないことには、復旧復興の足がかりがつかめない。山積みした瓦礫は、内部で醗酵し、湯気が立ち、発火の恐れも高いという。これを早期撤去しないことには、復興のスタートラインに立てないのだという。

新聞報道によれば岩手・宮城・福島で直ちに処理しなければならない瓦礫は、計2253万トもある。このうち最終処分が完了したのは、5.6%のみ。通常の処理方法では石巻市の場合、106年分に相当するという。更に全半壊で撤去しなければ

ならない住居などを加えると、膨大な数に…。そこで国も乗り出し、各自治体に処理の協力を要請したところ、受けてくれたのは、東京都・青森県・山形県のみ（3月中旬現在）であった。

浮世の風は冷たいものだ。日本列島は地震列島。「明日は我が身」いづこも同じ。極限の状態の時にこそ、互いに助けあうべきだ。日本人は儒学教育などで道徳心が厚く、互いに助け合う精神など昔から根強く育っているはず。先の震災の時、商店から略奪など起こらず、世界から高く評価されたばかり。それなのに、他人が窮地に追い込まれているというのに協力拒否など、いつからこんな薄情列島に化したのか…。世も廢れたものだ。

さて次は、除染や放射線に汚染した瓦礫の処理であるが、その一時貯留場所さえ決まらない。子供が安心して遊べる場所を確保するため、除染などで、放射能汚染物質を除去し、将来に禍根を残さない処置が、喫緊の課題である。にもかかわらず、危険なものは、身近に置きたくない心理は分かるけれども、所詮、清浄地に運ぶことは無理なので、地元で話し合い、人郷離れた場所にも一時保管し、それから、最終処分を講じたら良い。

住み慣れた故郷を復旧するためには、速やかに汚染物質を取り除き、避難した人々に早く帰ってもらうことこそ肝心であろう。世の中に「完璧」はあり得ないのだから、妥協すべきは妥協して、次善の策を講じてほしい。

⑦ストーカー殺人

長崎県で、若い娘（23歳）に付きまとうストーカー（27歳）に、娘の母（56歳）と祖母（77歳）が2011年12月16日殺害された。犯人はメールで殺人予告をしていた。娘の父は、娘が暴行や脅迫を受けるなど、凶暴なこの男から家族を守るため、再三警察に対応を頼んだが、タライ回しで応じてくれない。ストーカーはあまりしつこくすると相手は避けるようになる。すると周りの物が、妨害していると考え、殺意を抱くのだという。娘の実

家のある長崎県・娘の居住する千葉県・凶悪犯の実家のある三重県のそれぞれの警察署は、いずれも切迫感がなく、まともな対応をしてくれなかった。今忙しいから、1週間後に届け出てほしいとも言われたが、実は2泊3日の北海道旅行をしていたという。特に男は、自分の両親にまで暴行を働き、親が息子を逮捕してくれと頼んだが、警察は何もしてくれなかったという。更にこの男は、以前にもストーカー行為で、警察に逮捕された前科者であった。

警察庁は、殺人事件に至った事により、やっと重い腰を上げ、関係警察署とも連携を取って、再発防止に努めるよう通達を出した。危険だから助けてくれといくら頼まれても、結論として、人が死ななければ具体的行動に移らないというのでは、国民の生命を守る警察として、あまりにも酷すぎる。

* * * *

他にも疎ましき事案は無数にある。足利事件・布川事件など数々の「冤罪」。強制自白で何十年も牢にぶち込んでおいて、後であれば間違いでしたでは済まされまい。検事や、確定判決した裁判所。寄ってたかって無垢の人を罪人に仕立てる。社会正義の番人であるはずの司法なのに…。

今回は下世話な、身近の不条理を羅列し、縷々述べたが、臭いものに蓋をし続ければ、世は腐る。老人の激情が度を越した感もあるが、事なかれ主義の沈黙は、不正を助長させる。思いつくまま疎ましき事案を、順不同で列举し、正義がまかり通る世の実現を期待したい。そのためには、まず家庭での子供のしつけが基本で、その子が将来エゴイストになるかどうかは親の責任だ。世が安定化するためには、社会正義を貫く精神の涵養こそ第一。現状を国家の危機ととらえ、国民総動員で、モラルハザードを一掃する決意が必要である。

動物名のルーツを探る (シリーズ15 クマ)

クマ (熊)



辞書『大言海』には、熊は^{くましし}隅獣で穴の中に住む獣とされている。隈とは奥間の略語で隠れて見えない処の意味もあるらしい。そのため、クマは人目につかない穴の中に籠もり隠れているのでこの名がついたとされている。熊は日本列島に大昔から生息していた獣類で、古くから古名もクマと呼ばれている。新井白石の著古書『東雅』にも太古の昔恐ろしい野獣をカミ(神)と呼び恐れていた、とある。このカミがクマに訛ったものともされている。

北海道に生息する熊(ひぐま)の学名はウルス・アルトクス(Ursus arctos)とされている。ウルスはクマのことでアルトクスは北国の意味である。日本の本州に生息するツキノワグマの学名はセレンアルトクス・ティベタース・ジャポニカ(Selenarctos thibetanus japonicus)でセレンとはギリシャ神話の「月の女神」のことで、この熊の特徴である月の輪を現している。

ところでクマは、冬眠する動物として知られているが、冬眠のメカニズムは寒さには関係なく、皮下脂肪の蓄積が大きく関係するとされている。(諏訪)

平成23年度茨城県獣医師会啓発事業等開催報告

1. 「大好きいばらき動物愛護フェスティバル2011」の協賛

平成23年度動物愛護月間に実施した、茨城県保健福祉部主催の動物愛護フェスティバル事業に共催し、動物愛護事業の啓蒙普及に努めた。

開催日時：平成23年9月18日（土）10：00～14：00

開催場所：「笠間芸術の森公園 イベント広場」

【本会の事業実施内容】

- ①会員開業獣医師による動物の無料健康相談
- ②動物愛護推進に係るのぼりを掲げ、又、掲示板を設置しマイクロチップ等の啓蒙普及を行った。
- ③一般来場者にチラシ、リーフレット、また啓発用グッズをセットにしたイベントバッグを配布し、啓蒙普及に努めた。



【無料健康相談 風景】

2. ブロック・支部等による動物愛護啓発事業の開催

動物愛護思想の啓蒙普及を図るため、下記日程により各ブロック毎に開催された動物愛護フェスティバル等において、また、支部主催による動物啓発事業等においてペット無料健康相談及び飼い犬のしつけ方教室、譲渡会、講演会等を実施した。また、マイクロチップ普及のために、譲渡犬・猫へのチップ埋込みとAIPOへの登録を行った。

地区	開催内容	開催日	会場	譲渡犬へのマイクロチップ埋込み頭数
県北	ペット無料健康相談等	平成23年 10月2日	日立市かみね動物園内 「動物フェスティバル In かみね」	実施なし
鹿行	ペット無料健康相談・ 家庭犬しつけ方教室等	平成23年 10月23日	神栖市 「神栖市消費生活展」会場内	7頭
県南	ペット無料健康相談・ 動物ふれあい事業等	平成23年 11月3日	かすみがうら市「かすみがうら祭り」 会場内	実施なし
県西	ペット無料健康相談・ 家庭犬しつけ方教室事業等	平成23年 10月22日	下妻市「しもつま砂沼フェスティバル」会場内 「動物愛護フェスティバル2011」	実施なし
	「ひたちなか動物愛護講座」 講演会・無料健康相談・譲渡会	平成23年 10月29日	ひたちなか市ヘルスケアセンター	3頭
	「鹿行地区市民公開講座」 狂犬病・犬のしつけについての講演	平成23年 11月27日	鹿嶋市大野まちづくりセンター	実施なし

【県北ブロック かみね動物園「動物フェスティバル in かみね」会場風景】



動物フェスティバル受付



無料健康相談



クイズラリー



クイズラリー



クイズラリー



クイズラリー

【鹿行ブロック 神栖市消費生活展内 会場風景】



しつけ方教室



しつけ方教室



無料健康相談



譲渡会



譲渡会



マイクロチップ埋込み

【県南ブロック かすみがうらまつり内 会場風景】



無料健康相談



無料健康相談



わんわん大サーカス



ペットフード等配布



ペットフード等配布



わんわん大サーカス



わんわん大サーカス



わんわん大サーカス



わんわん大サーカス

【県西ブロック しもつま砂沼フェスティバル内「動物フェスティバル 2011」会場風景】



しつけ方教室



しつけ方教室



ポニー乗馬



クイズラリー



クイズラリー



ふれあい動物園



無料健康相談



無料健康相談



無料健康相談



長寿犬表彰



長寿犬表彰



アヒルのレース

【ひたちなか動物愛護講座 会場風景】



講演会



講演会



無料健康相談



無料健康相談



無料健康相談



譲渡会



譲渡会

【鹿行地区市民公開講座 会場風景】



しつけ講演



狂犬病講演



しつけ講演



質疑

3. 茨城県開催「狂犬病予防業務推進会議」への協力と出席

茨城県、各市町村及び茨城県獣医師会の連携をより強化し、狂犬病予防業務の円滑な推進を図り、狂犬病予防注射率の向上を目的とした「狂犬病予防業務推進会議」が、茨城県保健福祉部生活衛生課主催により、本会開業支部単位に開催され、各支部代表者が出席し活発な意見交換が行われた。

*出席者・・・茨城県保健福祉部生活衛生課担当者・茨城県動物指導センター担当者・各市町村担当者・各支部代表者（理事・支部長・副支部長）・獣医師会事務局

支 部	開 催 日	会 場
第 1 支 部	平成23年10月5日	水戸合同庁舎 601会議室
第 2・3 支 部	平成23年10月6日	常陸太田合同庁舎 大会議室
第 4 支 部	平成23年10月18日	鹿嶋市役所 3階304会議室
第 5 支 部	平成23年10月19日	龍ヶ崎市社会福祉協議会 大会議室
第 6・7・8 支 部	平成23年11月2日	つくば市役所 2階職員研修室
第 9・10 支 部	平成22年11月1日	下妻市役所第二庁舎 3階中会議室

【狂犬病全体会議】

上記支部単位での推進会議のまとめと、問題点、検討課題についての意見交換を行うため、全市町村担当者、本会会員（理事、支部長、副支部長・希望者）茨城県生活衛生課、茨城県動物指導センターが一同に会し全体会議が開催された。

開催日時：平成24年2月8日（水）13：30～16：30

開催場所：「茨城県霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール」

参加者：茨城県生活衛生課・動物指導センター・市町村狂犬病担当者・
茨城県獣医師会会員

- 議 題
- ①本県動物愛護行政の現状と課題について
 - ②狂犬病予防業務推進会議(支部会議)の結果報告
 - ③狂犬病について
 - ④市町村における狂犬病予防、動物愛護関連事業について
 - ア 犬の登録促進事業（結城市）
 - イ 早朝キャンペーン（古河市）
 - ウ 夜間パトロール（下妻市）
 - エ 動物愛護啓発委託事業（神栖市）

本会参加者：45名

4. 平成23年度茨城県獣医師会狂犬病予防注射事故対応講習会

狂犬病予防注射指定獣医師の新規委嘱予定者を対象とした、平成23年度狂犬病予防注射事故対応講習会を下記により開催した。

開催日時：平成24年3月6日（火）14：00～16：00

開催場所：「茨城県獣医師会 会議室」

【講習内容】

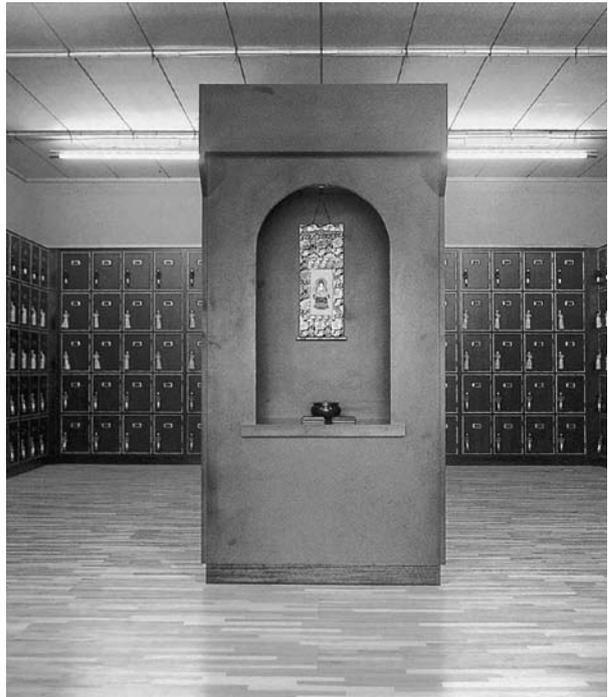
- ①狂犬病予防事業関係法規等
- ②茨城県獣医師会狂犬病予防注射業務に係る要綱・要領等について
- ③茨城県獣医師会狂犬病予防注射事故対応マニュアルについて
- ④質疑応答

参加人数：7名

永遠の安らぎの地

ペット霊園

慈苑



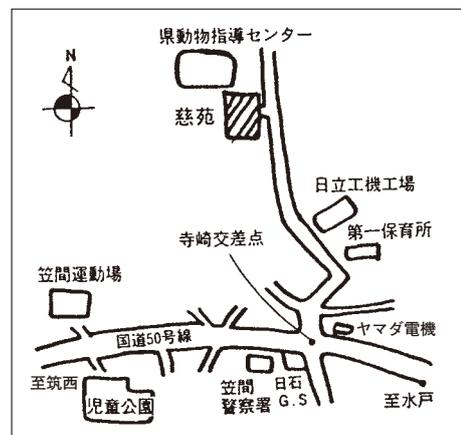
- 笠間の豊かな自然に囲まれた静かな霊園
- 営業時間
 - ・ 平 日 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00
 - ・ 土 曜 午前 8 : 30 ~ 午後 4 : 00
 - ・ 日曜・祭日 午前 8 : 30 ~ 午後 4 : 00

● お問い合わせ・お申し込みは下記へ……

公益社団法人 茨城県獣医師会
茨城県水戸市千波町舟付1234-20
TEL 029 (241) 6242(代)

有限会社ケイエス慈苑管理事務所
茨城県笠間市日沢47番地
TEL 0296 (72) 5834
FAX 0296 (72) 9009

「慈苑」ご案内図



Marbooyl®

動物用医薬品 要指示医薬品
マルボシル® 2%
1mL中 マルボフロキサシン 20 mg含有



マルボシル® 2%
【包装】100 mL

動物用医薬品 要指示医薬品
マルボシル® 10%
1mL中 マルボフロキサシン 100 mg含有



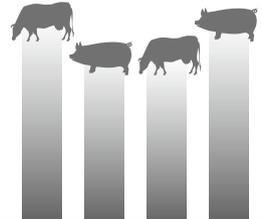
マルボシル® 10%
【包装】50 mL

- 静脈内投与(牛)及び筋肉内投与(牛・豚)が可能
- 筋肉内投与部位の局所変性を低減
- 短い使用禁止期間を実現 (使用禁止期間 / 牛:4日、牛乳:48時間、豚:4日)

- 動物専用のニューキノロン剤でマルボフロキサシンが有効成分
- 子牛・子豚から成牛・成豚まで、使い勝手で選べる2種類の濃度
- 牛・豚の細菌性肺炎、牛のマイコプラズマ性肺炎に優れた効果
- 優れた薬物動態により、速やかな体内分布を実現

Meiji Seika ファルマ株式会社
東京都中央区京橋 2-4-16

新時代到来! 「牛・豚用注射剤」
マルボシル® 誕生



未来へ大切なものを伝えたい!



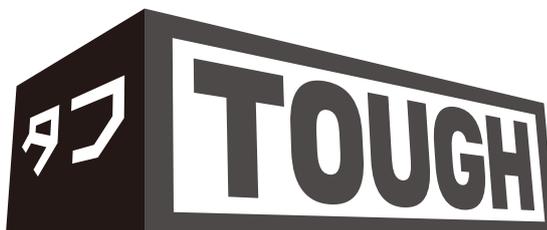
企画デザイン
印刷全般

(有)クリエイティブサンエイ

〒311-4302 茨城県東茨城郡城里町那珂西1879-5
TEL. 029-288-7778 FAX. 029-288-7801

立ちどまらない保険。

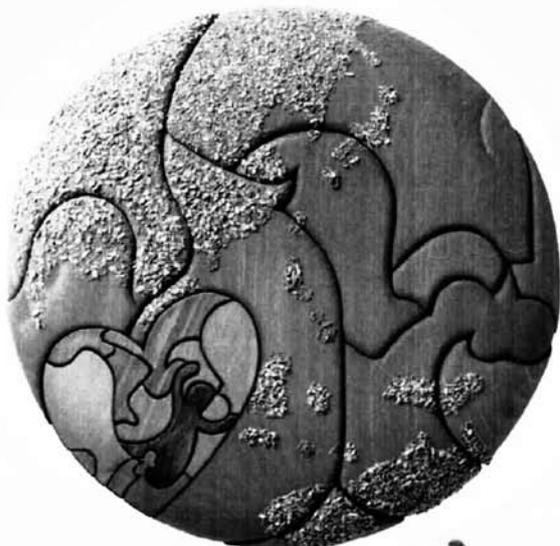
MS&AD あいおいニッセイ同和損保



タフな安心を、あなたに。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
茨城支店水戸第二支社
〒310-0803 茨城県水戸市城南 3-11-14
TEL:029-224-2367

【取扱代理店】
株式会社あいおい NDI サポート BOX 茨城支店
〒310-0803 茨城県水戸市城南 3-5-32
TEL:029-226-3638 FAX:029-227-1448 (2011.10)



生命をのせて回る地球に、潤い豊かな未来を届けたい。

ASCO

株式会社 **アスコ**
<http://www.asco.sala.jp>

国内広域展開の動物用医薬品ディーラー
人と動物の健やかな共生環境づくりに貢献します

本社

〒441-8021
愛知県豊橋市白河町100番地

TEL 0532-34-3821
FAX 0532-33-3611

営業所 所在地

- ・中部支店
豊橋、安城、名古屋、浜松、
沼津、岐阜
- ・中国支店
広島、福山、山口、岡山、米子
- ・関東支店
児玉、大宮、前橋、松本、旭、
茨城、栃木
- ・東北支店
仙台、古川、福島
- ・関西支店
大阪、京都

編集後記

平成 24 年度第 1 回目の会報（第 77 号）をお届けいたします。御投稿いただいた皆様には厚く御礼申し上げます。

さて本獣医師会も、かねて準備を進めていた「公益法人」が、認可され、本年 2 月第 1 回の総会を開催しました。新しい会長・副会長等各役員も決まり、社会に奉仕するという基本的精神をしっかりと胸に秘め、これを機に会員一同、団結を強め、益々高潔な会へと発展していきたいものです。

新公益法人としては、家畜伝染病の発生や自然災害など、いつ何が起こるかわからないので、危機管理機能など十分に発揮し、県民から、心底信頼を得られるよう、心を一つにして、公益性を発揮していきたいものです。

つきましては、会員の皆様には、本会報の益々の充実を図るため、コラム・エッセイなど気軽にご投稿くださるようお願いいたします。

（菅原）

茨城県獣医師会会報編集委員

委員長	菅原茂美（勤務退職者支部）
副委員長	橋本邦夫（保健福祉部支部）
委員	稲葉豊範（担当理事）
	杉山幸央（担当理事）
	佐野元彦（担当理事）
	長谷川清（県北地区）
	久家美恵子（鹿行地区）
	真原晴子（県南地区）
	苦瀬秀雄（県西地区）
会報担当	比氣正雄（専務理事）

茨城県獣医師会会報

平成 24 年 5 月 1 日 発行

第 77 号

発行所 公益社団法人茨城県獣医師会
〒310-0851 水戸市千波 1234-20
TEL 029-241-6242 FAX 029-241-6249
<http://www.ibajyuu.com>
発行責任者 小林貞雄
編集責任者 菅原茂美
印刷所 (有)クリエイティブサンエイ

人間だって、
動物じゃないか。



(人へのいたわりと、同じ気持ちで。)

違っているところよりも、似ているところが多い人間と動物。
だから、人間へのいたわりと同じ気持ちで、動物の健康を見つめたい。

あなたと同じ情熱で、動物の健康を守る。

わたしたちは森久保薬品です。

M 森久保薬品株式会社